

埼玉県教育委員会の認定講習により

特別支援学校教諭免許状を取得する場合の単位修得方法

埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課

免許申請時に必要な単位が不足したり、希望領域に必要な単位を修得している事例が多く見られます。

この資料では、取得希望が多い領域のケースについて単位修得方法を説明しますので、効率的な免許取得のため、認定講習の受講を申し込む前に、よく御確認ください。

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有している場合、認定講習の受講は可能と特別支援教育課から確認しておりますが、養護教諭・栄養教諭・実習助手の経験は免許申請に係る実務経験には含めることができません。

● 2種免許状

- 【知的・肢体・病弱】を取得する場合
- 【視覚・聴覚】を取得する場合
- 【知的・肢体・病弱から1領域、視覚・聴覚から1領域】を取得する場合
- 【全領域】を取得する場合

● 1種免許状

- 2種免許状【知的・肢体・病弱】から上進する場合

なお、この資料で説明していないケースや、埼玉県教育委員会の認定講習以外の単位と合わせて免許取得を検討している場合、単位相談を御活用ください。

＜埼玉県教育委員会の単位相談について＞

下記のホームページにアクセスし、メール相談フォームを御利用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/kyouin-menkyo-tanisudan.html>

「埼玉県 教員免許」で検索、「教員免許 - 埼玉県教育委員会」を表示→「教員免許状についての御案内」欄内の「教員免許状取得のための単位修得相談」を表示

＜その他の注意事項＞

- ・ この資料で説明している単位数は、法定上必要とされる最低限の単位数です。

大学の講座等で単位を修得する場合、この資料で説明する単位数より多く修得しなければならない場合もありますが、大学等の指示に従って単位を修得してください。

- 平成18年度以前に修得した埼玉県教育委員会認定講習の単位を使用する場合、事前に単位相談を御活用ください。